

申し込み時の必要事項

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**NO!NO!スモーキング
フォーラム**

内容たばこをめぐる社会情勢についての講演や、パネルディスカッション。
 日時 2月18日(土)午後1時～3時30分。
 会場 京王プラザホテル(中央区北5西7)。
 定員 200人。

申込 2月11日(祝)から市コールセンター☎(222)4894へ。
 (先着)

精神療養講座

テーマ 都市型精神医療の動向。
 日時 2月18日(土)午後2時～4時。
 会場 社会福祉総合センター(1階)。

詳細 障がい福祉課☎(211)2936
 (先着)

家庭医学講座

テーマ 冬の乾燥肌対策。
 日時 2月25日(土)午後1時30分～3時30分。
 会場 医師会館(中央区大通西19)。

詳細 地域保健課☎(211)2306
 (先着)

**中央健康づくりセンター
女性のための健診**

①女性のフレッシュ健診

内容 骨粗しょう症健診と健康診断(血液検査[※])の同時受診。
 日時 2月21日～4月11日(3月21日を除く)の火曜午前8時30分～正午。
 対象 市内に居住または勤務する18歳～39歳の女性各日10人。
 費用 2千円。

骨粗しょう症健診

日時 2月21日～3月14日(2月28日を除く)の火曜午後1時～2時。
 対象 市内に居住または勤務する40歳以上の女性各日20人。
 費用 千円。

※①②の申込①は2月16日(木)、②は17日(金)午前8時45分から中央健康づくりセンターへ。
 (先着)

①②とも2月14日(火)からHPで別枠分を受け付け。(先着)

詳細 中央健康づくりセンター(中央区南3西11)☎(562)8700
 (先着)

献血にご協力を

冬期間中は献血協力者の減少が著しく、より多くの皆さんの協力がが必要です。2月2日(木)～24日(金)には献血車が区役所などを巡回します。安定した血液の確保のため、献血にご協力ください。日程など詳しくは、市コールセンター☎(222)4894へお問い合わせください。

詳細 医療調整課☎(211)2893
 (先着)

税金

確定申告は自分で書いてお早めに

確定申告が2月16日(木)から始まり、申告と納税の期限は3月15日(水)です。通常、土・日曜、祝日は、申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月19日(日)、26日(日)に限り市内の各税務署(中税務署を除く)で実施します。この2日間は混雑が予想されますので、ご了承ください。
 会場 区民のページをご覧ください。

各税務署

市・道民税(住民税)の申告

対象 平成17年中に収入のあった方。ただし、給与所得以外に収入のない方や、所得税の確定申告をされた方などは原則として申告の必要がありません。また、1月1日現在、単身赴任などで市外にお住まいの方が市内に家屋敷を有している場合などは、本市に対して均等割を負担していたり、ご協力の確保のため、献血にご協力ください。日程など詳しくは、市コールセンター☎(222)4894へお問い合わせください。
申告期間 3月1日(水)～15日(水)(土・日曜を除く)。
会場 区民のページをご覧ください。

詳細 区役所(1階)の課税課

市税は市政を推進するために中心となる最も大切な財源です

市・道民税(第4期分：1月31日納期限)の納付はお済みですか。
 納め忘れの方は、お近くの金融機関で至急お納めください。

保険・年金

国民健康保険料の減免



病気や倒産、失業などにより、平成17年1月～12月の収入が平成16年に比べて大きく減少し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。また、納付が困難なときはご相談ください。

詳細 区役所(1階)の保険年金課

永住帰国された中国残留邦人等への国民年金の特例措置

詳しくはお問い合わせください

ビジネス

建築家セミナー

テーマ・日時 集合住宅・住まいのけはい。2月17日(金)午後6時～7時30分。
 会場 札幌スタイル・デザインギャラリー(中央区南1西1丸井今井札幌南館5階)。
 定員 50人。

申込 ☎、FAX、E。上欄必要事項を記入し、2月13日(月)から産業企画課(FAX(218)5130、E:sapporo-style@city.sapporo.jp)へ。(先着)

詳細 産業企画課☎(211)2372

満期メーター取り替え等業務の受注意欲の申し出

競争入札への参加を希望する方は、必要書類を提出してください。なお、これまでに提出した方は必要ありません。

対象市の上下水道施設等維持管理業登録業者で、市指定給水装置工事事業者[※]。